

規程第43号

理事会決定

平成22年1月1日制定・施行

平成29年1月1日改正・施行

## 日本年金機構役員制裁規程

### 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 制裁（第2条―第7条）
- 第3章 制裁の事由に該当する行為が発生した場合の手続（第8条・第9条）
- 第4章 役員制裁審査委員会（第10条―第14条）
- 第5章 公表（第15条）
- 第6章 雑則（第16条・第17条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この規程は、日本年金機構法（平成19年法律第109号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、日本年金機構（以下「機構」という。）の役員に対する制裁の種類、程度及び手続等を定めることを目的とする。

## 第2章 制裁

### （制裁の種類及び程度）

**第2条** 制裁は、次の各号に掲げる制裁の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。

- （1）注意 文書をもって注意を促す。
- （2）訓告 文書をもって将来を戒める。
- （3）戒告 文書により責任を確認し、将来を厳重に戒める。
- （4）減俸 1年以下の期間、報酬の月額の5分の1以下に相当する額を減ずる。
- （5）解任 任期を待たずに解任する。この場合、情状を勘案し、退職手当の全部又は一部を支給することがある。

### (制裁の事由)

**第3条** 役員が、法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国民年金法（昭和34年法律第141号）、児童手当法（昭和46年法律第73号）、健康保険法（大正11年法律第70号）若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は日本年金機構業務方法書（方針第3号）、その他の諸規程に違反し、又は機構の役員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員を注意し、訓告し、戒告し、減俸し又は解任する。ただし、情状により、制裁を減輕し又は免除することがある。

2 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該役員を注意し、訓告し、戒告し又は減俸する。ただし、情状により、制裁を免除することがある。

（1）法第38条に規定する年金個人情報にアクセス権限を有しないのにアクセスし、又は業務上の目的外の目的でアクセスしたとき。

（2）日本年金機構倫理規程（規程第46号）に定める禁止行為をしたとき。

（3）日本年金機構個人情報保護管理規程（規程第13号）に違反したとき。

（4）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（5）正当な理由なく事務処理を遅延させたとき又は不適切な事務処理を行ったとき。

（6）故意又は過失により、機構の信用を失墜させたとき。

（7）経歴を偽り、又は虚偽の申告を行い登用されたとき。

（8）素行不良で職場の風紀又は秩序を乱したとき。

（9）虚偽の届出又は報告を行ったとき。

（10）職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は漏らそうとしたとき。

（11）許可なく業務に関係のない文書等を配布したとき。

（12）許可なく業務に関係のない目的で機構の施設、物品等を使用したとき。

（13）パワー・ハラスメント、人権侵害及び嫌がらせ等の行為をしたとき。

（14）セクシュアル・ハラスメント又は妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントをしたとき。

（15）報酬又は旅費を不正に支給し、又は不正に受給したとき。

（16）職務の怠慢又は監督不行き届きにより、災害事故を発生させ、機構の施設、物品、保管物等を滅失、き損したとき。

（17）機構の体面を汚す行為又は不名誉な行為をしたとき。

（18）犯罪又は刑罰法令に触れる行為をしたとき。

（19）酒気帯び、酒酔い運転等の交通法規に違反する行為をしたとき。

（20）部下役職員が制裁を受けた場合で、管理者としての管理責任がある

と認められるとき。

(21) 部下役職員の非違行為を知ったにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認したとき。

(22) その他前各号に準ずる行為があったとき。

3 役員が次の各号のいずれかに該当するときには、当該役員を解任する。

(1) 法第38条第5項に規定する場合を除き、年金個人情報を業務の利用目的以外の目的のために提供し、又は提供しようとしたとき。

(2) 重要な経歴を偽り、又は虚偽の申告を行い登用されたとき。

(3) 正当な理由なく人事異動又は出向を拒否したとき。

(4) 職務上の重要な秘密及び職務上知ることのできた個人情報を漏らし、又は漏らそうとしたとき。

(5) 職務に関し、不当に金品その他を受け取り、又は与えたとき。

(6) 機構の金員を窃取、横領又は詐取したとき。

(7) 故意又は重大な過失により、機構に著しい損害を与えたとき。

(8) 犯罪又は刑罰法令に触れる行為を行い、役員として不相当と認められたとき。

(9) 数回にわたり制裁を受けたにもかかわらず、なお改悛の情がないとき。

(10) 酒酔い運転を行い人を死亡させ、又は人に傷害を負わせたとき。

(11) 酒気帯び運転を行い人を死亡させ、又は人に傷害を負わせ、事故後の救護を怠る等の措置義務に違反する行為をしたとき。

(12) 前項各号のいずれかに該当し、その情状が重いとき。

(13) その他前各号に準ずる行為があったとき。

#### (教唆及び幫助)

第4条 制裁の事由に該当する行為を教唆した者については、その行為をした者として制裁を行う。

2 制裁の事由に該当する行為を幫助した者については、その行為をした者に準じて制裁を行う。

#### (加重)

第5条 制裁を受けた者についてその後1年以内に制裁の事由に該当する行為があったとき又は同時に2以上の制裁の事由に該当する行為があったときは、これに対する制裁を加重する。

#### (制裁の決定)

第6条 理事長は、第10条に規定する役員制裁審査委員会（次条から第9条

までにおいて同じ。)からの報告を踏まえ、制裁の決定を行う。

- 2 理事長は前項の場合において、監事を解任することが適当と認めるときは、役員制裁審査委員会の報告を添付の上、厚生労働大臣に報告するものとする。
- 3 制裁の効力は、制裁を受けるべき者に対し、当該制裁の内容を記載した制裁通知書を交付したと認められるときに発生する。

#### (理事長に対する制裁)

**第7条** 前条の規定にかかわらず、理事長に対する制裁は役員制裁審査委員会からの報告を踏まえ、理事会の決定により行うものとする。

- 2 理事会は、前項の場合において理事長を解任することが適当と決定したときは、監事に対し、速やかに報告するものとする。
- 3 監事は、前項の報告を受けたときは、当該報告を記載した書面を添付の上、厚生労働大臣に意見を提出するものとする。

### 第3章 制裁の事由に該当する行為が発生した場合の手続

#### (非違行為の調査)

**第8条** 理事長は、副理事長、理事及び監事の行為について制裁の事由に該当する疑いがあると認めるときは、速やかに調査を開始し、その事実の存否、内容、関係者等について調査しなければならない。

- 2 理事長は、当該調査により、副理事長、理事及び監事に制裁の事由に該当する行為があると判断したときは、役員制裁審査委員会に審査を付託する。

#### (理事長等の非違行為の調査)

**第9条** 監事は、理事長の行為について制裁の事由に該当する疑いがあると認めるときは、速やかにその事実の存否、内容、関係者等について調査を開始しなければならない。

- 2 監事は、副理事長、理事及び監事に制裁の事由に該当する疑いがあると認められるときは、前項の調査をすることができる。
- 3 監事は、前二項の調査により、理事長、副理事長、理事及び監事に制裁の事由に該当する行為があると判断したときは、役員制裁審査委員会に審査を付託する。

### 第4章 役員制裁審査委員会

#### (役員制裁審査委員会)

**第10条** 役員に対する制裁に関する審査を行うため、役員制裁審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

**（委員会の任務）**

**第11条** 委員会は、第8条第2項及び第9条第3項に基づき付託された事案について審査を行う。

2 委員会は、必要に応じて自ら調査を行う。

**（委員会の組織）**

**第12条** 委員会は、監事2名、非常勤の理事4名及び外部の有識者1名をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

**（理事長又は理事会への報告）**

**第13条** 委員長は、審査が終了したときは、第2項に規定する場合を除き審査の結果を速やかに理事長に報告しなければならない。

2 委員長は第9条第3項の規定により審査の付託を受けた行為のうち、理事長に関するものに係る審査が終了したときは、審査の結果を速やかに理事会に報告しなければならない。

**（制裁決定までの措置）**

**第14条** 機構は、審査の対象となる役員について、担当する業務を執行させることが適当でないと認める場合には、必要な期間当該役員に業務を執行させない。

**第5章 公表**

**（制裁の公表）**

**第15条** 機構は、戒告、減俸又は解任の制裁をした場合には、速やかにこれを公表するものとする。ただし、軽微な事案については一定期間ごとに一括して公表することができる。

2 機構は、前項の場合において、制裁の事由に該当する行為の概要、制裁の種類及び程度、制裁年月日、所属、役名等の制裁を受けた者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを原則とする。

3 機構は、制裁の事由に該当する行為による被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合においては、前2項の規定

にかかわらず、公表内容の全部又は一部を公表しないことができる。

## **第6章 雑則**

**(改正)**

**第16条** この規程の改正については、理事会で決定する。

**(実施に関する事項)**

**第17条** この規程に定めるもののほか、制裁及び委員会に関し必要な事項は、細則で定める。

## **附 則**

この規程は、平成22年1月1日から施行する。